

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和6年度(令和6年8月1日～令和7年7月31日)並びにR7年度
(令和6年8月1日～令和7年7月31日)事故類型別の事故件数は以下の通りです。

項 目	件 数	
	R6年度	R7年度
自動車が転覆し、転落、火災(積載物の火災を含む)を起こし、 または、踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件
死者または重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号 または3号に掲げる障害を受けた者をいう)を生じたもの	0件	0件
操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な 操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条 第4号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、自動車が運転できなくなったもの	0件	0件
自動車の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の 発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて 報告を支持したもの	0件	0件
車両故障による事故	0件	0件
総 件 数	0件	0件